

令和2年4月9日

令和2年度第1回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

議 決 事 項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	採決の次第
<p>議案第1号 令和2年度鹿児島県指定文化財の指定について</p>	<p>県にとって文化史上貴重なもの、学術的価値の高いもの及び地域的特色を示すものであることから、これを保存し活用するために、鹿児島県指定有形文化財、鹿児島県指定無形民俗文化財及び鹿児島県指定天然記念物に指定しようとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>決 定</p>
<p>議案第2号 令和2年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員の任命について</p>	<p>令和2年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員を任命しようとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>決 定</p>

会 議 要 旨

1 開会

2 会議の公開等について

教育長報告第10号及び議案第2号については、非公開で審議する旨、教育長から発議があり、全会一致で議決された。

3 令和元年度第12回教育委員会定例会，第1回臨時会及び第2回臨時会の会議録の承認

承 認

4 教育長報告

報告第1号 予算議案の作成に関する知事への意見申出について

(1) 令和元年度3月補正予算（追加補正）案作成の件

(2) 令和2年度当初予算（第1号補正）案作成の件

(教育次長兼総務福利課長) 令和元年度3月補正予算（追加補正）案及び令和2年度当初予算（第1号補正）案について説明し、知事から意見を求められたので、教育長の臨時代理により差し支えない旨回答したことを報告

(島津委員) 学校の休校に伴う予算計上については、基本的には給食関連の費用のみと考えてよいか。

(教育次長兼総務福利課長) 3月議会の令和元年度補正予算（追加補正）と令和2年度当初予算の追加予算計上したものがこの給食関係である。今回は給食関係ということであるが、新型コロナウイルスの感染症関係では今後もいろいろとあると思うので、引き続き注視してまいりたい。

(島津委員) 3月は学校が休校となったわけだが、それに伴う課題や問題点をどのように整備して、今後に活かしていくのか。

(教育次長兼総務福利課長) 文部科学省から各種通知等が発出されており、それを踏まえ、県教委としては学校等に対しても周知徹底を図り、対応してきているという状況である。

(島津委員) それに伴う課題や問題点があったか。あるとすれば、今後どのように対応するのか。

(教育次長兼総務福利課長) 県内の多くの学校が3月中に休校し、現在は再開している。そういった中で、県教委としても国の通知等を踏まえ、学校と連携して対応している。今のところ大きな課題や課題等は、承知していない状況であるが、引き続き注視するとともに、どこかの時点で、その検証も必要になると考えている。

(保健体育課長) マスクが不足しているということから、昨日付けで文部科学省から児童生徒数の調査があった。今後、どのような形で配布されるか分からないが、学校ではマスク不足が課題の一つである。

(義務教育課長) 3月中に授業ができなかったということで、一番の課題は教科指導である。県の方から通知を出して、どの部分ができなかった内容なのかということ整理して、それをどの新学期以降の時間でやるのかということ、先生一人ではなく、学校全体で整理するという対応を取ってもらっている。すでに学校は始まっているので、組織的に対応してもらっている状況である。今のところ大きな対応が必要で、例えば夏休みがなくなるとか、そういったことは聞いていない。

(原之園委員) 例えばキャンセルした給食の食材など、代表的な課題を教えてください。

(保健体育課長) 給食については、代表的なものでは生鮮食品の廃棄の問題がある。今はある程度、冷凍で保管できる食材もあり、柔軟に対応できると伺っているが、やはり生鮮食品等は廃棄をせざるをえないということで報告を受けている。

(教育長) 異議がないので、教育長報告第1号は了承をいただいたものとする。

報告第2号 鹿児島県教育委員会会計年度任用職員の給与等に関する規則の制定について

報告第3号 鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の制定について

報告第4号 鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

報告第5号 鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

報告第6号 鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の制定について

報告第7号 鹿児島県教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規程の制定について

(教育次長兼総務福利課長) 教育長報告第2号から第7号までの規則等について説明し、教育長の臨時代理により制定した旨報告

(島津委員) いわゆる同一労働同一賃金ということでの改正であるが、資料には、呼び方について、非常勤職員が会計年度任用職員のパートタイムに変わり、また、臨時職員が会計年度任用職員の補助事務員に変わるとある。そこで、今後、今までの非常勤職員、臨時職員を会計年度任用職員という一般名称として共通で呼ぶということになると理解してよいか。

(教育次長兼総務福利課長) 会計年度任用職員制度については、一般職の非常勤職員の方々の任用等に関する制度の厳格化を図るということや、期末手当・給与規程の整備の制度改正が必要とされ、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布されている。職については、これまで臨時職員や非常勤職員であった方々が会計年度任用職員ということになる。また、会計年度任用職員以外に特別職の非常勤職員や様々な形態で勤務する職員などが整理されたということで、こういう形になっている。

(島津委員) 総称として会計年度任用職員というのが両方をカバーする名称として使用されるということだが、現実的にはこの条件が若干違うことがあると思う。その時はどういう呼び方で使い分けるのか。

(教育次長兼総務福利課長) 会計年度任用職員には、各所属に一般的な事務のお手伝いをしている方がいるが、そういった方は職名としては補助事務員という名称である。また、事務職の中にいる会計年度任用職員の中には、具体的には保健指導員といった職などがある。

(島津委員) 総称は会計年度任用職員で、それぞれの実際に担当する職によって名称を使い分けるということか。

(教育次長兼総務福利課長) そのとおりである。

(原之園委員) 呼び方は会計年度任用職員で、具体的には、人事評価や期末手当、育児休業などが新たに発生、改善されたという捉え方でよいか。

(教育次長兼総務福利課長) そのとおりである。これまで臨時非常勤職員の任用については、休暇や手当等の適正な運用が確保されていなかったことが課題であったが、法律が改正され、制度的にしっかりと適正な運用が確保されたということである。

(原之園委員) 改善されたことで、会計年度任用職員として、これまで以上に頑張っていこうという気持ちになっていただけたらと思う。

(教育長) 異議がないので、教育長報告第2号から第7号までは了承をいただいたものとする。

報告第8号 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(教職員課長) 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則について説明し、教育長の臨時代理により制定した旨報告

(教育長) 異議がないので、教育長報告第8号は了承をいただいたものとする。

報告第9号 鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の制定について

(教職員課長) 鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則について説明し、教育長の臨時代理により制定した旨報告

(島津委員) 時間外在校等時間に上限として月に45時間、年に360時間とあるが、通常予見できない業務量の大幅な増加というのを誰かどのように決めるのか。

(教職員課長) 基本的には、県立学校の場合はそれぞれの学校長ということになる。前回の定例教育委員会の際も通常予見できない業務ということでご質問いただいたが、具体例として文部科学省が示しているのが、学級崩壊への対応やいじめの緊急避難的な対応などを例示している。今後、実際に運用していく中で、具体的な相談等があれば適切に対応してまいりたいと考えている。

(島津委員) この辺りを学校に任せることで、少し緩くなり、結果的に長時間残業が多く発生することがないようにしていただきたい。

(教育長) 異議がないので、教育長報告第9号は了承をいただいたものとする。

5 議案

議案第1号 令和2年度鹿児島県指定文化財の指定について

(文化財課長) 県にとって文化史上貴重なもの、学術的価値の高いもの及び地域的特色を示すものであることから、これを保存し活用するために、鹿児島県指定有形文化財、鹿児島県指定無形民俗文化財及び鹿児島県指定天然記念物に指定しようとするについて説明

(島津委員) 有形、無形、天然記念物等の文化財が8点ということで、鹿児島には魅力的なものが幅広くあるんだなということを改めて認識できるのではないかなと思う。資料の最初の加計呂麻のアシャゲについては、製作年代は分からないのか。

(文化財課長) アシャゲの成立時期については、いずれも不明とのことである。阿多地のアシャゲについては、1962年頃の写真が残っており、少なくともそれよりは前だろうと言われているが、いずれも不明とのことである。

(島津委員) 一般的には、こういう有形文化財というのは、何年頃に使われたということが分かるものだと思っていた。

(原之園委員) 中甫洞穴が3ヶ所から出土しているということだが、それぞれの出土品は、知名町、和泊町、上野原縄文の森のどこで出土されたものか。

(文化財課長) 調査年代が何度かにわたって発掘しているが、一番最初に発掘したものは、埋蔵文化財センターで、その後調査したものは知名町で、調査のきっかけとなった出土品は和泊町で所有している。

(原之園委員) 中甫洞穴の出土品というのは、3ヶ所に置いてあるということか。

(文化財課長) そのとおりである。それぞれが所有している。
なお、土器の収蔵場所については、資料中のはっきりとした形になっている左の二つは埋蔵文化財センターで、真ん中にあるちょっと大きめのものも埋蔵文化財センターにある。あとはそれぞれが収蔵している。全体で237点である。

(教育長) 異議がないので、議案第1号は原案のとおり議決する。

6 その他

(1) 高等学校における「通級による指導」の新たな加配教員配置校について
(特別支援教育室長) 高等学校における「通級による指導」の新たな加配教員配置校、選定理由等について説明

(島津委員) この通級による指導で1名の加配教員がいて、それによって来年度からの準備を進めるという理解でよいか。生徒が23名いるとすれば、本来だと1名で対応するわけではないと思う。その場合は、何人必要なのかということも含めて計画を作るということによいか。

(特別支援教育室長) 昨年度の調査で、鶴翔高等学校の判断では、情緒面・行動面に支援が必要な生徒が、2・3年生で23名いるということだが、実際にこの中で通級の指導が必要な生徒は、本人及び保護者の希望があることや学校の中での校内委員会で実際に生徒の実態を見て、指導が必要であると判断した生徒を指導の対象とすることになるので、実際には23名よりも少ない人数になると考えている。同じように、鹿屋農業高校では、昨年度、情緒面・行動面に支援が必要な生徒が16名おり、今年度は2・3年生には4名の指導開始ということになっていることから、生徒の実態を見て、加配教員を1名の予定で進めることとしている。

(島津委員) 4名の場合は1名で対応が可能ということだが、履修科目等によって先生も変わるのか。

(特別支援教育室長) 担当の教員は通級による指導の専任となるので、この教員がひとりで準備、記録、そして指導にあたっていくことになる。

(島津委員) 国語担当とか、数学担当とか、そのような形ではないということか。

(特別支援教育室長) そのとおりである。通級による指導の担当者ということである。

(石丸委員) 関連して、通級による指導の担当者ということは、その方自身が生徒を指導するというわけではないのか。

(特別支援教育室長) 加配教員が指導することになる。

(石丸委員) 指導内容に関しては、それぞれの生徒に対応する科目をひとりで指導されるのか。

(特別支援教育室長) 指導の内容については、一対一の個別指導を行っているので、生徒の実態に応じて内容を設定することになっている。ただ、開陽高校では、来年度、前期13名ということで人数が多くなっている。これまでは一対一の指導を実施してきたが、来年度は3、4名のグループで同じような課題のある生徒を指導するように指導形態を工夫していくと聞いている。また、開陽高校では、指導をする際に、加配教員だけでなく、担任の先生方にも協力していただいて、ティームティーチングで行う授業もあると聞いている。

(石丸委員) 生徒数のところで、新2・3年生という数の数え方をされているが、新1年生については、数が出ていないということか。また、実際は1年生からも指導を行うのか。

(特別支援教育室長) 年度当初には、生徒の実態を把握した上で、必要な生徒については通級による指導の対象とすることになると思う。ただ、鹿屋農業高校においては、2・3年生にはライフスキルⅡ、Ⅲという科目があるが、ライフスキルⅠという科目で1年生全体に対して指導する時間を設けている。その点も考慮しながら、個別の指導が必要かどうかということについては判断していくことになる。1年生についても、実態を踏まえて、試行的な授業をしながら指導していく。

(石丸委員) 特別支援教育では、中学校からの申し送りが進学先に伝わるようなシステムができている中で、県立高校でこういう取組があれば、スムーズに高校に送ることができ、指導を希望をされる方とか、進学したいと思われる方が、更にいらっしゃるのではないかと思った。入ってからの適応も必要だと思うが、そういう周知も大切なのではないかと思う。

(特別支援教育室長) 中学校から高等学校への引継ぎというのは、私どもも重要なものだと考えている。中学校の段階で通級指導の希望があった生徒については、早めに実態を把握しながら必要な指導、支援ができるように学校へ指導してまいりたい。

(2) 社会教育に関する広報・啓発資料について

(社会教育課長) 社会教育に関する広報・啓発資料の掲載内容及び活用方法等について説明

(島津委員) 先日、NHKのニュースで「リトル・ママ」という、子育てを支援する活動をしている会社が出てきた。現在のこのような状況下で、なかなか直接触れ合いができない中、オンラインで動画配信をして、お母さん方や子供たちがそれを見て学んだりできるということだった。紙媒体もちろん良いが、オンラインでの情報提供、それが更に動画配信になると、より多くの情報を伝えることができると思うので、今後の方向性として、オンライン化というのを少し考えてもよいのではと思うが、その辺りはいかがか。

(社会教育課長) 例えばこのリーフレットには、社会教育課のQRコード等を示して、そこから様々な情報を提供するようにしているが、委員がおっしゃったような直接オンライン上でということはまだ対応していない。ただし、現在のような大変不安定な時期に、家庭で長い時間、子供たちが生活していることで保護者の負担もあるかと思うので、そういったことも含めてオンラインによる情報提供については、今後検討してまいりたい。

(原之園委員) 内容的に素晴らしい資料を作っていただいたが、それを実際に、こども園や保育園を通して保護者の手に届くような手立てをお願いしたいと思う。特に、この子育て応援、0歳から3歳児を対象にしたものは内容的にも非常に素晴らしいものであり、子育てに悩む親への応援になると思うが、手立てについてはいかがか。

(社会教育課長) 当課から直接保護者へお届けするというルートはないが、これまで、こども園、それから幼稚園、保育園、連携協議会、幼稚園総会等の場に赴いて、直接、配布しているところである。今後、もう少し直接的な関わりが持て、広く普及できるよう努力していきたいと思っている。

7 教育長報告
報告第10号 令和元年度県立学校職員の後期業績評価について
(非公開)

8 議案
議案第2号 令和2年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員の任命について
(非公開)

9 閉会